

し尿のくみ取りについて

し尿くみ取り開始及び変更

し尿のくみ取りは地域の収集許可業者に依頼してください。

また、世帯の人数の増減や便槽の改装をした場合は、必ずくみ取り業者(裏面参照)に連絡ください。

※手数料は、右の「し尿処理手数料」をご確認ください。

※くみ取り業者は、おおむね月2回収集します。

し尿くみ取りの際に、バキューム車を一定の時間、停車して作業しますので、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

臨時くみ取り

トイレや便槽の改装、廃止、仮設トイレの設置等に伴う臨時のくみ取りは2～3日前までにくみ取り業者にご連絡ください。

その他特別な理由によってくみ取りが必要な場合は、臨時扱いになります。

令和元年10月1日から、し尿処理手数料が改正されます。

し尿処理手数料(消費税を含む)

手数料の種類	取扱区分	単 位	手数料
普通	普通便槽	1人1ヶ月につき	286円
特殊	水を使用する便槽	1槽1ヶ月につき	普通手数料に308円を加算した額
	一般家庭便槽で複数の場合	1ヶ月1槽ごとに	普通手数料に165円を加算した額
従量	事業所等人員が算定し難いもの、限度の不明確な水使用を必要とするもの、雨水、地下水等の浸入するもの	10ℓにつき	66円
臨時 ※1	便槽の改装、廃止その他の理由で占有者等の申出により臨時に処理するもの	10ℓにつき	66円
		1槽1回につき	2,200円

※1 臨時手数料は、1槽1回につき2,200円と10ℓにつき66円が必要となります。

【備考】

- ・無臭便槽 …「特殊(水使用を必要とするもの)」
- ・簡易水洗式便槽 …「従量」

＜問合せ先＞ 和泉市 生活環境課
TEL 99-8122(直通)
41-1551(代表)

地域別くみ取り業者一覧表（右下の業者番号と対応）

	地域	番号
あ	青葉台	3
	芦部町	1
	あゆみ野	3
い	池上町	1
	池田下町(一部)	3
	池田下町(一部)	1
	一条院町(一部)	1
	一条院町(一部)	4
	井ノ口町	1
	いぶき野	3
う	今福町	1
	上代町	2
	内田町	3
お	浦田町	3
	王子町(一部)	2
	王子町(一部)	4
	大野町	3
	岡町	3
	小田町	1
	小野町	2
	尾井町	2
	小野田町	3
か	鍛冶屋町	3
	上町	2
	唐国町	3
き	観音寺町	1
	北田中町	3
く	九鬼町	3
	葛の葉町	2

	地域	番号
く	黒石町	3
	黒鳥町(一部)	1
	黒鳥町(一部)	4
	桑原町	1
こ	光明台	3
	国分町	3
さ	幸	4
	阪本町	1
	山荘町	4
し	下宮町	3
せ	善正町	3
た	太町	2
ち	父鬼町	3
つ	坪井町	3
	鶴山台	2
て	テクノステージ	3
	寺門町	1
と	寺田町	3
	富秋町(一部)	2
な	富秋町(一部)	4
	南面利町	3
の	納花町	3
	のぞみ野	3
は	伯太町(一部)	1
	伯太町(一部)	2
	伯太町四丁目14・15	4
	はつが野	3
	春木町	3
	春木川町	3

	地域	番号
は	繁和町	1
ひ	東阪本町	1
	肥子町	1
	久井町	3
ふ	平井町	3
	福瀬町	3
	伏屋町一丁目(一部)	1
	伏屋町一丁目(一部)	2
	伏屋町二・三丁目	1
	伏屋町四・五丁目	3
	府中町(一部)	1
	府中町(一部)	4
	仏並町	3
ま	舞町	2
	槇尾山町	3
	松尾寺町	3
	まなび野	3
み	万町	3
	箕形町	3
	みずき台	3
む	緑ヶ丘	3
	三林町	3
や	室堂町	3
わ	弥生町	1
	若樫町	3
	和気町	1
	和田町	3

くみ取り作業にご協力ください

- ◆くみ取り口付近や作業通路を整頓しておいてください。
- ◆特に盆栽、植木などの壊れやすいものや危険物を置かないようにしてください。
- ◆くみ取りの障害になる場所に車を駐車しないでください。
- ◆留守がちなご家庭は、くみ取りができるような対策をお考えください。
- ◆雨水や地下水の入りやすい便槽は、便槽の修理、改修等の対策をとってください。
- ◆作業後、くみ取り口のふたや門扉が閉まっているか確認してください。
- ◆作業員がペットにかまれないようにペットの管理をお願いします。
- ◆便槽の中には異物(トイレトーパー以外のもの)を絶対に入れないでください。収集車のホースがつまり、し尿があふれ出る原因となります。

し尿収集運搬許可業者（左記の一覧表の番号と対応）

業者番号	業者名	電話番号
1	株式会社 和泉衛生	41-0453
2	株式会社 丸岡	45-2300
3	株式会社 金楽商事	54-1111
4	有限会社 本多衛生	45-6300